

諸手当認定マニュアル

(扶養手当編)



手当の請求は速やかに！
～事実発生日から15日以内の届出を～

四万十町事務職員部会



扶養手当って何？いくらもらえるの？

扶養手当とは、下記支給要件を満たしている「扶養親族のある職員」に支払われるもので、そのねらいは生計費を補助するところにあり、基本給としての給料を補完する趣旨の手当です。

☆ 支給要件は・・・

同居別居にかかわらず、他に生計手段がなく、主としてその職員の扶養を受けている下記の者が支給の対象者となります。

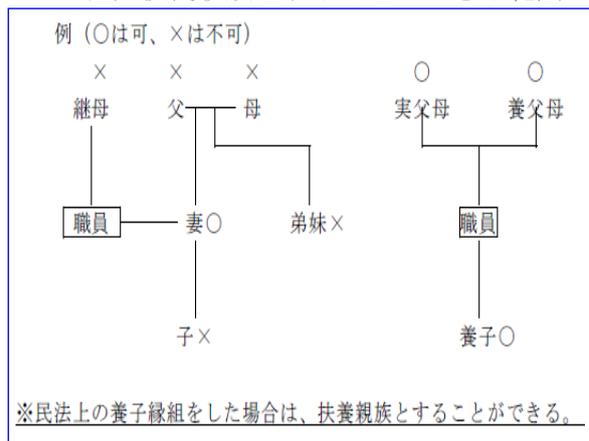
- ① 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同一の事情にある者を含む。）
- ② 満 22 歳に達する日（満 22 歳の誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫
- ③ 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- ④ 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- ⑤ 重度心身障害者

※ 終身労務に服することができない者で、職員が現実に扶養していれば、民法上の親族でなくても可。

ただし、下記の者は扶養親族にできません。

- ① 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- ② その者の所得合計額が年額130万円程度以上である者
※年額とは事由の生じた時から向こう1年間で、月または年等の単位で恒常的に収入のあるものであり、一時的な収入による所得は含みません。
- ③ 重度心身障害者の場合は、終身労務に就くことができない程度でない者

注) 扶養親族とすることができる範囲



☆ 支給額は・・・

扶養親族	支給額
配偶者	6,500円
父母等（1人につき）	6,500円
子（1人につき）	10,000円

※満15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円を加算（特別加算）

扶養手当の支給要件を確認の上、該当することがあったら下記の書類を提出して下さい。

届出が遅れると支給の始期が遅くなってしまう（届出が事実発生日から15日を経過した後になると翌月になります）ことがありますので、早めに提出するようにしましょう。

また、扶養手当が支給されている方でも、扶養親族が途中で就労するようになったり、収入額が130万円以上になったりすると対象から外さなくてはなりません。そのままにしておくとい括戻入しなくてはならなくなりますのでご注意ください！

届出が必要な場合は？

- ①新規採用者に扶養親族がある場合
- ②新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（出生など）
- ③扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合
(子、孫及び弟妹が満22歳の年度末を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至った場合は、システムで自動的に除外されるため、手続き不要。)

提出書類はどのようなもの？ …事実の生じた日から15日以内に提出を！

- ◇ 扶養親族届 2部 ←全ての事例に共通して必要な書類です。
- ◇ 届出理由別の添付書類
※マイナンバー表示のないものを取得するか、黒塗りの上コピーして添付

以下、特に「認定」に関して頻繁にある事例の、添付書類一覧です。



子の出生の場合

証 明 書	確認する事項	備考
戸籍抄本・住民票・出産証明書 のいずれか	・職員との続柄 ・生年月日 ・子の氏名	※左記の3つの確認する事項が全て記載された証明書であること

* 配偶者が職員の扶養親族となっていない場合、配偶者の勤務先で、当該子に対する扶養手当を支給していないことの証明が必要です。

育児休業に伴う扶養替え（配偶者が県職員）の場合

証 明 書	確認する事項	備考
育児休業の辞令 の写し	・事実発生日 ・配偶者への扶養手当の支給が終了した日	※配偶者の所属と、二重支給にならないよう連絡を！

* 育児休業終了と同時に元に戻す必要があり、夫と妻両方がそれぞれに「除外」「認定」の手続きを取らなければいけません。

* また、育児休業の承認を受けた妻（又は夫）が、扶養親族としての要件を具備するに至った場合、夫（又は妻）の扶養親族として認定して差し支えありません。

配偶者の場合

証 明 書	確認する事項	備 考
戸籍抄本又は住民票 → 事実発生日が婚姻した日である場合は、戸籍抄本。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員との続柄 ・生年月日 	内縁の場合は双方の抄本。
所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の種類 	義務教育を受けている者は除きます。

- * 内縁関係の場合については、市町村長、媒酌人などの信用にたる者の、内縁関係にあることの証明書を添付して下さい。
- * 申請直前まで勤労等で定額以上の所得があった場合は、勤務先及び公共職業安定所等の「退職証明」や「雇用保険証明」も必要となります。

満60歳以上の父母、祖父母の場合

証 明 書	確認する事項	備 考
改製原戸籍	<ul style="list-style-type: none"> ・職員との続柄 ・他の扶養義務者の有無 	
所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・所得の種類 	※年金など、ある程度の所得が見込まれる場合は、所得証明書以外に、直近の「年金額改定通知書」写しや、勤務先の収入見込の証明書等、 <u>最新の状況を把握できるもの</u> が必要です。
扶養理由書	職員が扶養している状況、扶養を必要とする具体的な理由等を記入（事実が生じた年月日、当該扶養親族の今後1年間の年間所得見込額もあわせて明記を。）	

■職員のほかに扶養義務者がある場合

証 明 書	確認する事項	備 考
他の扶養義務者が主たる扶養者でないことがわかる書類		例) 他の扶養義務者全員の申立書（無職の場合「就労していないため扶養手当の支給はない」等その状況も記入して下さい。）
他の扶養義務者の扶養親族となっていないことがわかる書類		例) 他の扶養義務者の勤務先の証明書

「除外」の手続きについて

職員が離職、死亡した場合又はすべての扶養親族がその要件を欠くに至った場合には、その日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給されます。

- 子、孫及び弟妹が満22歳の年度末を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至った場合は、システムで自動的に除外されるため、手続きは不要です。

■就職等により年間 130 万円以上となった場合

証 明 書	確認する事項	備考
就職証明書	・ 事実発生年月日	

- * 就職の当初において、向こう一年間の所得が所得限度額（130万円）以上になると推定される場合には、就職の当初から扶養親族としての要件を欠くこととなります。
- * またパート等で収入が不安定な場合は、2～3ヶ月間の平均所得が所得限度額の1/12（月額108,333円）程度以上に達し将来も同程度の所得が予想されるに至ったときをもって、扶養親族としての要件を欠くこととなります。（収入額を確認するために、勤務先の証明書等が必要になってきます。）

提出する添付書類(証明書)については原本ではなく写しでもかまいません。

- 特に重要な書類(雇用保険受給者証や年金の改定通知書など)は、必ず写しを保管し、原本は職員に返すようにします。

※ 扶養親族の収入が事業所得等確定申告により確定する場合は、確認書類として確定申告にかかる書類の写し(収支内訳書等)を、毎年3月20日までに教職員・福利課に提出してください。

扶養親族届に添付すべき書類については、その他ケースに応じて扶養の事実を証明するに足る様々なものが必要となってきます。

このマニュアルには載っていない事例が発生した場合等どんなことでも結構ですので、いつでもお気軽に学校事務担当者へご相談ください。

扶養親族届の書き方は次ページ以降の事例別記入例をご覧ください。



(記入例：子の出生の場合)

職員が所属長に提出する日

扶 養 親 族 届

学校受付印
R0/5/15

令和 〇 年 5 月 15 日提出

任命権者 高知県教育委員会 様	所属長 認印	印	所属 四万十町立〇〇小学校	職 名 教 諭
			氏 名 高知 太郎 印	職員番号 ●●●●●●●●

職員の給与に関する条例第11条第1項
 公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項
 警察職員の給与に関する条例第11条第1項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。
 (証明書 1 通添付)

届出の理由 <該当するものの□にレ印を付ける。>

- 1 新たに職員となった(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超す)

新たに扶養にする場合
「3」V印する

扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
高知 三郎	長男	R〇. 5. 2	同居	無	0	R〇. 5. 2	出生
						子の生年月日	

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
 2 「同居・別居の別」欄で別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等)をそれぞれ記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合にその勤務先氏名を記入する。>

高知 花子 四万十町立△△小学校 (職員番号 〇〇〇〇〇〇)

配偶者氏名

配偶者が同じ職種(教職員)の場合に記入

任命権者記入欄 上記のとおり認定する。	年 月 日	年 月 日 受理
職 名	年 月 日	年 月 日 支給
氏 名	印	
取扱者 認印	課 長 課長補佐 給与チーフ 係	年 月 { から } まで 支給

(記入例：配偶者の育児休業等による扶養替えの場合)

扶 養 親

職員が所属長に提出する日

学校受付印
R0/11/15

令和 〇 年 11 月 15 日提出

任命権者	所属長 認印	所属	四万十町立〇〇小学校	職 名	教 諭
高知県教育委員会 様	印	氏 名	高知 太郎 印	職員番号	●●●●●●●●

職員の給与に関する条例第11条第1項
公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。
警察職員の給与に関する条例第11条第1項 (証明書 1 通添付)

届出の理由 <該当するものの□にレ印を付ける。>

- 1 新たに職員となった(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超す)

育児休業の辞令の写しを添付

新たに扶養にする場合
「3」V印する

扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
高知真理子	長女	R0. 9. 7	同居	無	0	R0. 11. 3	扶養替え

育児休業等の開始日

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
2 「同居・別居の別」欄で別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等)をそれぞれ記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合にその勤務先氏名を記入する。>

高知 花子 四万十町立△△小学校 (職員番号 〇〇〇〇〇〇)

配偶者氏名

配偶者が同じ職種(教職員)の場合に記入

任命権者記入欄	年 月 日	年 月 日 受理
職 名		
氏 名	印	
取扱者 認印	課 長 課長補佐 給与チーフ 係	年 月 { から } 支給 { まで }

(記入例：配偶者の場合)

職員が所属長に提出する日

扶 養 親 族 届

学校受付印
R0/5/15

令和 〇 年 5 月 15 日提出

任命権者	所属長 認印	所属	四万十町立〇〇小学校	職 名	教 諭
高知県教育委員会 様	印	氏 名	高知 太郎 印	職員番号	●●●●●●●●

職員の給与に関する条例第11条第1項
 公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項
 警察職員の給与に関する条例第11条第1項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。
 (証明書 2 通添付)

届出の理由 <該当するものの□にレ印を付ける。>

- 1 新たに職員となった(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超す)

新たに扶養にする場合
「3」V印する

扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
高知 陽子	妻	H〇. 5. 15	同居	無	0	R〇. 5. 4	婚姻

給与・事業・不動産がある
場合 年額 (見込額)

婚姻の届出日
届出しない場合は事実上
の婚姻関係となった日

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
 2 「同居・別居の別」欄で別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等)をそれぞれ記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合にその勤務先氏名を記入する。>

任命権者記入欄

上記のとおり認定する。					年 月 日 受理
職 名	年 月 日	氏 名			印
取扱者 認印	課 長	課長補佐	給与チーフ	係	年 月 { から } 支給 { まで }

(記入例：満60歳以上の父母・祖父母の場合/誕生日を迎えて扶養に入れる場合)

扶養親

職員が所属長に提出する日

学校受付印
R〇/5/15

令和〇年5月15日提出

任命権者	所属長 認印	所属	四万十町立〇〇小学校	職名	教諭
高知県教育委員会様	印	氏名	高知 太郎 印	職員番号	●●●●●●●●

職員の給与に関する条例第11条第1項
公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項
警察職員の給与に関する条例第11条第1項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。
(証明書 2 通添付)

忘れずに記入

届出の理由 <該当するものの□にレ印を付ける。>

- 1 新たに職員となった(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超す)

新たに扶養にする場合
「3」V印する

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		
高知 米子	実母	S〇. 5. 5	高岡郡四万十町△△ 〇〇番地	国民年金	790,100	R〇. 5. 5	満60歳以上

別居の場合は住所
番地まで記入

年金所得がある場合 年額(事実の
生じたときから1年間の見込額・最
新の状況を把握した上で判断する)

事実が発生した日

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として)。
2 「同居・別居の別」欄で別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等)をそれぞれ記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合にその勤務先氏名を記入する。>

高知 花子 四万十町立△△小学校 (職員番号 〇〇〇〇〇〇)

配偶者氏名

配偶者が同じ職種(教職員)の場合に記入

任命権者記入欄					上記のとおり認定する。	
職名	年	月	日	氏名	印	年 月 日 受理
取扱者 認印	課長	課長補佐	給与チーフ	係	年 月	{ から } { まで } 支給

(記入例：満60歳以上の父母・祖父母の場合/既に60歳以上で扶養に入れる場合)

扶 養 親

職員が所属長に提出する日

学校受付印
RO/5/15

令和〇年5月15日提出

任命権者	所属長 認印	所 属	四万十町立〇〇小学校	職 名	教 諭
高知県教育委員会 様	印	氏 名	高知 太郎 印	職員番号	●●●●●●●●

職員の給与に関する条例第11条第1項
公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項
警察職員の給与に関する条例第11条第1項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。
(証明書 2 通添付)

忘れずに記入

届出の理由 <該当するものの□にレ印を付ける。>

- 1 新たに職員となった(行7級以上職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超す)

新たに扶養にする場合
「3」V印する

扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		
高知 米子	実母	SO. 5. 5	高岡郡四万十町△△ 〇〇番地	国民年金	790,100	RO. 5. 2	父死亡のため

別居の場合は住所
番地まで記入

年金所得がある場合 年額(事実の
生じたときから1年間の見込額・最
新の状況を把握した上で判断する)

事実が発生した日

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として)。
2 「同居・別居の別」欄で別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒
とにその年額(見込額)を記入する。
4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3又は4に該当する場合にその事由
(22歳以上等)をそれぞれ記入する。

事由の記載例

◎職員が主たる扶養者となった具体的事由を記入すること。枠内に具体的事由を書ききれないときは、別紙に記載し添付する。

- ① 届出者の実父が死亡した場合に実母を扶養に入れる場合
 - ・ 父死亡のため
- ② 届出者の配偶者が死亡した場合に義理父母と養子縁組し扶養に入れる場合
 - ・ 配偶者死亡のため(義父母養子縁組済み)
- ③ 兄弟(姉妹)が扶養できなくなった場合
 - ・ 兄が扶養できなくなったため
(どうして扶養できなくなったのかの具体的事由を別紙に記載し添付する)
- ④ 支給要件を満たす者が病気で加療中の場合
 - ・ 病気加療中により一定所得がないため
- ⑤ 所得がなくなった場合
 - ・ 勤めを辞め、所得がなくなったため

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合に>

高知 花子 四万十町立△△小学校 (職員番号 〇〇〇〇)

配偶者氏名

配偶者が同じ職種(教職員)の場合に記入

任命権者記入欄	年 月 日
上記のとおり認定する。	
職 名	
氏 名	印
取扱者 認印	

(記入例：除外する場合)

扶養親族届

職員が所属長に提出する日

学校受付印
RO/O/O

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日提出

任命権者 高知県教育委員会 様	所属長 認印	所属 四万十町立○○小学校	職名 教諭
	氏名 高知 太郎	職員番号 ●●●●●●●●	

職員の給与に関する条例第11条第1項
公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項
警察職員の給与に関する条例第11条第1項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。
(証明書 ○ 通添付)

忘れずに記入

届出の理由 <該当するものの□にレ印を付ける。>

- 1 新たに職員となった者(行7級以上職員等)であつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行7級以上職員等となった者(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族となつた者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある(行7級以上職員等にあつては、子に限り、子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。)

就職の場合 (年額 130万円以上)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		
高知 米男	長男	HO. 5. 5	同居	給与	210万円	RO. 4. 1	就職

事実が発生した日
(就職した日)

就職の場合 (年額は130万円に満たないが、限度額を超える月が3ヶ月以上ある)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		
高知 麦子	妻	SO. 5. 5	同居	給与	900,000	RO. 4. 1	就職 月收入 限度額超過

事実が発生した日
(就職した日)

死亡の場合

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		
高知 米子	実母	SO. 5. 5	高岡郡四万十町△ △○○番地			RO. 5. 2	死亡

別居の場合は住所
番地まで記入

事実が発生した日
(死亡した翌日)